

かほく市いじめ防止基本方針

平成26年3月制定
平成30年8月改訂
令和5年10月改訂
令和6年12月改訂

かほく市教育委員会

はじめに

かほく市は、「自ら考え ともに学び 明日をひらく人づくり」を基本理念としてふるさと「かほく市」に愛着と誇りを持てる人づくりを目指している。また、学校教育においては、確かな学力の育成、豊かな人間性の育成、児童生徒の体力増進と運動能力の向上など具体的な取り組みを掲げている。

そのような中であって、いじめ根絶に向けての取り組みを一層充実させることは、かほく市の教育の質的向上を図る上でもたいへん重要な意味を持つものである。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れのある決して許されない行為である。

かほく市いじめ防止基本方針は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携により、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、国のいじめ防止基本方針を参酌し、本市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

なお、本方針については、「生徒指導提要」の改訂や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂等を踏まえるなど、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、さらなる充実を図るため、取り巻く環境の変化に応じ、随時見直すこととする。

— 目 次 —

1	いじめの理解.....	1
	(1) いじめの定義	
	(2) いじめ行為の転化	
	(3) いじめの四層構造	
	(4) いじめる心理	
	(5) 犯罪につながるいじめ	
	*犯罪に該当する可能性がある行為について	
2	いじめの問題への基本姿勢.....	4
	(1) 学校を挙げた積極対応	
	(2) 平時からの基本姿勢	
	(3) 家庭・地域の役割	
3	いじめの防止等のための組織及び施策等.....	6
	(1) いじめの防止等のための組織等	
	(2) 市教育委員会が行ういじめの防止等のための施策等	
4	いじめの未然防止.....	7
	(1) 発達支持的生徒指導	
	(2) いじめを許さない雰囲気づくり	
	(3) 分かる授業づくり	
	(4) 道徳教育や人権教育等の充実	
	(5) 障害等のある児童生徒への支援	
	(6) 自己有用感や自己肯定感を育む取組	
	(7) 児童会・生徒会などが中心となる取組	
	(8) 情報モラル教育の充実	
	(9) 家庭や地域と連携した取組	
	(10) 年間指導計画の作成	
5	いじめの早期発見.....	9
	(1) アンケート調査や教育相談の実施	
	(2) 記録の保存期間	
	(3) 教師と児童生徒の信頼関係の構築	
	(4) 家庭や地域との連携	
	(5) 教職員間の情報共有	
6	いじめへの対処.....	10
	(1) いじめに対する組織的対応	
	(2) 子供や保護者への対応	
	(3) いじめの解消	

7	インターネット上のいじめへの対応.....	14
	(1) ネットいじめの特徴について	
	(2) ネットいじめの未然防止・早期発見について	
	(3) ネットいじめの対応について	
	(4) 削除依頼等の手順について	
8	重大事態への対処.....	17
	(1) 重大事態の定義	
	(2) 重大事態調査の概要及び調査の目的	
	(3) 平時からの備え	
	(4) 市教育委員会及び学校の基本的姿勢	
	(5) 重大事態を把握する端緒	
	(6) 重大事態発生時の対応	
	(7) 調査組織の設置	
	(8) 調査実施前の事前説明	
	(9) 調査の進め方	
	(10) 調査結果の説明・公表	
	(11) その他	
9	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項.....	24
	参考資料1 重大事態に対する調査・報告体制	25
	参考資料2 いじめの問題への取組チェックポイント.....	26

1 いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

さらに、最近のいじめはスマートフォンやゲーム機などの電子情報端末機器の普及により、一層見えにくくなっている。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめの態様】

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（国の基本方針：文部科学省）

【留意点】

- ◎個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- ◎いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- ◎いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条に基づく「いじめ問題対策チーム」を活用して行う。
- ◎「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

- ◎「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- ◎けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ◎行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケース（例えば、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など）についても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については、「法」の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ◎いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合においてその全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。下記のような場合、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。
 - ・好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合。
 - ・軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合。
 ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、「いじめ問題対策チーム」において情報共有することは必要である。

(2) いじめ行為の転化

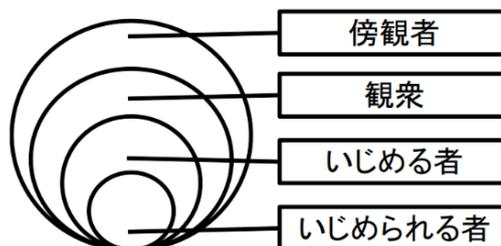
いじめは笑いに隠される。いじめ被害者は、自分がいじめられている（^{はずかし}辱められている・^{おとし}貶められている）という事実を認めたくないし、早く逃れたいと願っている。そのため、いじめという行為を“冗談”や“遊び”に転化させたいという気持ちが働き、ひどいことをされても軽微に見せかけようとしたり、笑ったりして、「自分は大丈夫だ」「心配ない」ということを、周囲や自分自身に示そうとする。しかし、このことが逆に、いじめ行為を継続・悪化させることにもなり、教職員によるいじめ発見を難しくさせることがある。

また、加害者から「あれは遊びだった」「あいつも喜んでいた」という逃げ口上を生むことにもなる。さらに、いじめの早期発見ができなかった教職員自身の逃げ口上にもなりえる。

被害者が笑っていた、楽しそうにしていたからといって、「いじめではない」と捉えずに、行為そのもので判断することが大切である。

(3) いじめの四層構造

いじめは、「いじめる者」と「いじめられる者」という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えてい



る「傍観者」の存在によって成り立っており、その中からいじめを抑止する「仲裁者」や、いじめを告発する「相談者」が現れるような学級経営を行うことが大切である。

(4) いじめる心理

いじめの衝動を発生させる原因として、以下等が挙げられる。

- ①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）
- ②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級・ホームルーム集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）
- ③ねたみや嫉妬感情
- ④遊び感覚やふざけ意識
- ⑤金銭などを得たいという意識
- ⑥被害者となることへの回避感情

(5) 犯罪につながるいじめ

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや児童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

また、「いじめ」という言葉で、その行為が「犯罪」に該当することを見えにくくしている場合があり、児童生徒に対していじめの行為の中に犯罪に該当する行為があることを指導する必要がある。

【犯罪に該当する可能性がある行為について】

- ・同級生の腹を殴ったり蹴ったりする→「暴行」（刑法第208条）
- ・顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる→「傷害」（刑法第204条）
- ・プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする→「暴行」（刑法第208条）
- ・学校に来たら危害を加えると脅す・脅すメールを送る→「脅迫」（刑法第222条）
- ・断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる→「強要」（刑法第223条）
- ・断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる→「恐喝」（刑法第249条）
- ・教科書等の所持品を盗む→「窃盗」（刑法第235条）
- ・暴行又は脅迫を用いて他人の財物を奪い取る→「強盗」（刑法第236条）
- ・自転車を故意に破損させる→「器物損壊等」（刑法第261条）
- ・校内や地域の壁や掲示板、インターネット上のサイトに実名を挙げて、「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く
→「名誉毀損」（刑法第230条）、「侮辱」（刑法第231条）
- ・断れば危害を加えると脅し、性器を触る→「不同意わいせつ」（刑法第176条）
- ・児童生徒の裸の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する
→「児童ポルノ提供等」（児童買春・児童ポルノ禁止法第7条）

2 いじめの問題への基本姿勢

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

法第8条において、学校及び学校の教職員は、①いじめの未然防止、②早期発見、③適切かつ迅速な対処を行うことが責務であると規定されている。それまでは、いじめが起こった後の「対処」に焦点が当てられがちであったが、「未然防止」→「早期発見」→「対処」という順序が明確に示された。

(1) 学校を挙げた積極対応

①学校に校長をトップとするいじめ問題対策チームを常設し、「いじめを見逃さない学校」づくりを推進すること

「いじめ問題対策チーム」を常設し、平時からいじめの問題に備えるとともに、日々の教職員の見守りを通して、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確にいじめを認知すること。

②警察や児童相談所などの外部関係機関及び家庭や地域との連携を図り、「風通しのよい学校」づくりを推進すること

関係機関等との連携を深め、積極的に外部の人材の活用を進めるとともに、学校側からも積極的に情報を発信するなど、双方向に「風通しのよい」関係をつくること。

③いじめの問題に組織的に対応し、児童生徒が安心して学ぶことができる環境を整えること

いじめの問題が発生した場合には、関係教職員による個別案件対応班を組織し、役割分担に沿った迅速で的確な対応を行い、いじめの早期解消を図るとともに、いじめは再発する可能性が十分にあることを踏まえ、解消後も日常的に注意深く観察すること。

(2) 平時からの基本姿勢

①いじめは、「どの子供にも、どの学校でも、起こりうる」ものであることを、全教職員が十分認識すること

全ての児童生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象とした事前の働きかけ（未然防止の取組）を行うことが、最も合理的で最も有効な対策であることを認識すること。

②「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底すること

いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すとともに、いじめている児童生徒については、警察等との連携も含め、毅然とした対応をとることを示すこと。

③児童生徒一人一人を大切にす意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識すること

教職員の言動が、児童生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも教職員自身が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないようにすること。

④いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識すること

一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うこと。

⑤定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有すること

児童生徒が発するサインを見逃さないよう、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努めるとともに、児童生徒の実態に合わせた定期的なアンケート調査、個人面談等を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応すること。

(3) 家庭・地域の役割

いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。また、児童生徒に関わる全ての大人は、学校生活、家庭生活、地域活動等において児童生徒に物理的・心理的暴力を行うことも、見せることも「いじめを行う行為」につながると理解し、児童生徒が安全で安心な生活を送れるように努めなければならない。

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、社会総がかりでいじめの問題に対峙することが求められている。

①家庭・地域を含めた連携

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

また、児童生徒からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると

思われるときは、いじめを受けたと思われる児童生徒が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとる必要がある。

②保護者の責務等

保護者の責務等については、「6 いじめへの対処」に記載のように、いじめられている子供、いじめている子供それぞれへの適切な対応が考えられるが、「法」にあるように、以下の点にも留意する必要がある。

- ・保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。（法第9条第1項）
- ・保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。（法第9条第2項）
- ・保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。（法第9条第3項）

3 いじめの防止等のための組織及び施策等

(1) いじめの防止等のための組織等

①いじめ問題対策連絡協議会（平成26年9月29日 条例第16号）

かほく市いじめ問題対策連絡協議会は、学校、教育委員会、児童相談所、地方法務局、警察その他の関係者により構成し、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図る。

②いじめ問題対策調査委員会（令和1年9月24日 条例第9号）

市教育委員会は、いじめ問題に関する公平性・中立性が確保される構成員から成る「かほく市いじめ問題対策調査委員会」を設け、調査の必要がある場合には調査を行うものとする。

③「学校いじめ防止基本方針」の策定及び「いじめ問題対策チーム」の設置

学校は、「学校いじめ防止基本方針」を定める。学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、各学校の実情に応じスクールカウンセラー等の必要と思われる専門的知識を有する関係者により構成される組織（「いじめ問題対策チーム」）を常設する。

(2) 市教育委員会が行ういじめの防止等のための施策等

①財政上の措置等

いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める。

②いじめに関する相談を受け付けるための体制の整備等

心理や福祉の専門家等を活用し、教育相談体制を整備するとともに、「24時間いじめ相談テレホン」や「いじめ110番」など、電話相談体制について周知する。

③インターネットや携帯電話を利用したいじめに対処する体制の整備

児童生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。また、インターネット上の不適切なサイトや書き込み等を発見するためのネットパトロールなど、インターネットを通じて行われるいじめ（以下「ネットいじめ」）に対処する体制を整備する。

④いじめの問題に係る教員研修等の実施

教職員がいじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、教育センター等と連携し、教職員研修の充実を図る。また、いじめの問題をテーマとした協議会等の開催や、いじめの問題に関する指導・啓発のための資料等の作成に取り組む。

⑤「いじめ対応アドバイザー」の活用

心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家等の活用を推進する。

⑥いじめの問題に係る啓発活動の実施

保護者など市民に広く、いじめの問題やこの問題への取組についての理解を促すよう、広報啓発を充実させる。

4 いじめの未然防止

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、学校長のリーダーシップの下、全ての教職員が取り組む必要がある。

未然防止の基本となるのは、児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心な学校生活を送ることができ、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。

児童生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童生徒自らが作り出していくものと期待される。

(1) 発達支持的生徒指導

発達支持的生徒指導は、全ての児童生徒を対象に、授業をはじめとした全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるものである。このことを踏まえ、「全ての児童生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくり」を目指し、発達支持的生徒指導に努める。

①「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくりを目指す

- ②児童生徒の間で人間関係が固定化されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする
- ③「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む
- ④「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促す

(2) いじめを許さない雰囲気づくり

全校集会や学級活動等で校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。また、教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりする場合がある。特に、教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行った児童生徒や周りで見ている児童生徒を容認するとともに、いじめを深刻化させることから、指導の在り方には細心の注意を払う必要がある。

(3) 分かる授業づくり

児童生徒が学校で過ごす一番長い時間は授業であり、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスの要因とならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めるとともに、生徒指導の4つの視点を生かしながら、児童生徒が主体となる授業改善に努める。

【生徒指導の実践上の4つの視点】

- ①自己存在感の感受
- ②共感的な人間関係の育成
- ③自己決定の場の提供
- ④安全・安心な風土の醸成

(4) 道徳教育や人権教育等の充実

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実等により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

(5) 障害等のある児童生徒への支援

- ・発達障害を含む障害のある児童生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び支援を行う。
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進を図るとともに必要な対応をとる。
- ・各種感染症の罹患者や濃厚接触者を対象とした差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などが起こることのないよう、児童生徒に対して指導するとともに保護者に対しても理解を求める。

(6) 自己有用感や自己肯定感を育む取組

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童生徒が、認め

られている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるよう努める。

(7) 児童会・生徒会などが中心となる取組

児童会・生徒会が中心となり、児童生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、議論する活動を推進する。そして、「いじめを絶対に許さない」という意識を児童生徒一人一人につけ、学校全体でいじめ撲滅に取り組む雰囲気をつくる。

(8) 情報モラル教育の充実

情報発信による人・社会への影響や、ネットワーク上のルール・マナーを守ることの意味について理解させるなど、情報モラル教育を児童生徒の発達段階に応じて推進する。また、携帯電話・インターネット等の利用の問題に関しては、家庭との連携を図り、適切に指導を行う。

(9) 家庭や地域と連携した取組

学校いじめ防止基本方針の策定後、児童生徒や保護者・地域に対して、その主旨が理解されるよう努める。また、学校のホームページで公表するとともに、学校だより等を通じて家庭との連携協力を図る。

(10) 年間指導計画の作成と評価

学校としてのいじめ対策の達成目標を設定し、どのような取組をいつ実施するかということをも年間計画として定め、学校評価において目標の達成状況を確認・検証しながら、児童生徒が自己指導能力を獲得することを目指す。

5 いじめの早期発見

いじめは、外から見えにくいコミュニケーションを使った心理的ないじめが多く、また、同じ学級に加害者と被害者が同居したり、加害と被害の関係が入れ替わったりする。そのため、いじめの存在に気付くことができなかったり、学級担任の抱え込みから事態が深刻化したりするケースも少なくない。

早期発見の基本は、児童生徒の些細な変化に気付き、気付いた情報を確実に共有し、そして、情報に基づき速やかに対応することである。児童生徒の変化に気付かずにいじめを見逃したり、折角気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにすることは、絶対に避けなければならない。

(1) アンケート調査や教育相談の実施

全ての学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を年間計画に基づき実施し、

いじめの実態把握に取り組むとともに、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。その際、状況に応じて1人1台端末も有効に活用する。ただし、アンケート調査はあくまで手法の一つであり、本当のことを書けなかったり、実施した後にいじめが起きたりする可能性があることに留意しなければならない。

アンケート実施後には、速やかに内容の確認とダブルチェック（人を変えて、複数人で再確認する。）を行い、少しでもいじめに関係すると思われる内容が見いだされたときには、時を置かずに対応する。

（２）記録の保存期間

アンケート調査や児童生徒への支援・指導等の記録の保存期間は、実施後5年間とする。

（３）教師と児童生徒の信頼関係の構築

いじめの訴えや発見は、教師と児童生徒の信頼関係の上で初めてありうることを踏まえ、日常的な人間関係づくりが必要である。休み時間や放課後等での声かけ、生活ノート等での交流を通じて、信頼関係を構築し、交友関係や悩みを把握するように努める。

なお、児童生徒から相談があった場合、後で話を聞くといい対応しないなど、その思いを裏切ったり踏みにじったりしないよう、十分注意しなければならない。

（４）家庭や地域との連携

保護者による学校評価アンケートや保護者懇談等を通して、家庭との連携を図るとともに、日頃からPTAや学校運営協議会等の地域の人々とも連携を密に行い、児童生徒が健やかに成長するよう学校と家庭、地域が一体となって見守ることができるよう支援していく必要がある。

（５）教職員間の情報共有

いじめに関する情報については、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、学校全体で組織的に共有することが必要である。

6 いじめへの対処

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ問題対策チーム」に対しいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。すなわち、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、報告を行わないことは、法第23条第1項*に違反し得る。

学校は、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告する。

学校がいじめの事実を確認した場合には、徹底して被害児童生徒を守り通すとともに、加

害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

また、被害児童生徒、加害児童生徒双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求めるとともに、いじめを見ていたり、周りではやし立てたりしていた児童生徒に対する指導により、同種の事態の発生の防止に努めることも大切である。

***法第23条第1項**

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

(1) いじめに対する組織的対応

学校は、いじめの防止等のため、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ問題対策チーム」を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携のうえ、学校の実情に応じた対策を推進する必要がある。

また、当該チームは、各学校の基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う役割がある。

①いじめ問題対策チーム（常設）について

ア 目的

いじめ問題の早期発見・早期対応に向け、平時からいじめ問題に備え、いじめ問題の発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。

イ 構成

校長をトップに、教頭、生徒指導主事、教育相談担当者、保健主事、養護教諭、学年主任、児童会・生徒会担当者、部活動総括担当者等とし、各学校の実情に応じていじめ対応アドバイザー、スクールカウンセラー等の専門的知識を有する者を加え構成する。

※いじめ問題対策チームを「常設する」とは、

会合の定期的開催を増やすということではなく、日常的にいじめに関する情報が教職員間で交換・共有されている状態を指す。

そのために、校長等管理職に教職員や児童生徒の声が届く仕組みを整え、教職員全員がいじめ問題について正しい理解や鋭い感覚をもち、常にいじめ問題に即応できる体制を維持すること。

②関係機関との連携

学校がいじめを認知した際、校長は責任を持って教育委員会に報告する。学校や教育委員会が、いじめを行う児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめを受けている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校は躊躇うことなく所轄警察署と相談して対処する。

(2) 子供や保護者への対応

①いじめられている子供への対応

【学校】

- ・いじめられている子供を必ず守り通すという姿勢及び安全・安心を確保するための具体的な対応を明確に示し、安心させるとともに、教職員の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- ・決して一人で悩まずに、友人や保護者、教職員等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ・いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと子供の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・いじめた子供の謝罪だけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・子供の見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ・いじめられている子供を守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

【家庭】

- ・子供の様子に十分注意して、子供のどんな小さな変化についても気をつけ、何かあったら学校に相談し、協力していく。
- ・子供の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、家族にとってかけがえのない存在であることを理解させ、自信を持たせる。
- ・必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、本人の話を冷静にじっくりと聞き、子供の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

②いじめている子供への対応

【学校】

- ・頭ごなしにしかるのではなく、いじめられている子供の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、自らの行為の責任を理解させる。
- ・当事者だけでなく、いじめを見ていた子供からも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ・集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出ていないことがあるため、

- いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ・いじめた子供が、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、自らの行為がいじめに当たることを十分に理解させた上で指導に当たる。
 - ・いじめの態様によっては、犯罪に当たる場合があることを十分に理解させる。
 - ・必要に応じて、外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
 - ・いじめた子供の不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
 - ・いじめた子供の立ち直りに向けて、保護者と話し合う時間を大切にするとともに、必要に応じて関係機関を紹介するなど、適切に対応する。
 - ・保護者に対して、いじめの事実と指導内容や指導後の本人の様子などを明確に伝え、協力して見守っていくことを共通理解する。
 - ・いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

【家庭】

- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、本人に十分言い聞かせる。
- ・子供の変容を図るために、子供との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人と保護者が一緒に考える。

③いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた子供たちに対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

④いじめられている子供の保護者への対応

- ・いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ・家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめられている子供を守り通すことを十分伝える。
- ・いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ・学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ・必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。

- ・家庭においても子供の様子に十分注意してもらい、子供のどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

⑤いじめている子供の保護者への対応

- ・いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子供や保護者の、辛く悲しい気持ちに気付けさせる。
- ・教師が仲介役になり、いじめられた子供の保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした学校側の姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ・子供の変容を図るために、子供との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

(3) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の2つの条件を満たす必要がある。ただし、以下の条件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も考慮し判断するものとする。

①解消の二条件

ア いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害児童生徒に対する、心理的・物理的な影響を受けない状態が少なくとも3か月は続いていること。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要とされる場合は、「いじめ問題対策チーム」で判断し、より長期の期間を設定するものとする。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・被害児童生徒本人とその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等によって確認する。

②解消後の見守りの重要性

いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については日常的に注意深く継続して観察する必要がある。

7 インターネット上のいじめへの対応

近年、携帯電話・スマートフォンやゲーム機など、無線LANを利用してインターネットにつながる電子情報端末機器の普及に伴い、容易にインターネットに接続できる環境が拡大されつつあり、児童生徒にとって、これまで以上に莫大な情報に接する機会が増えている。

また、こうした機器の利用について、大人の理解不足から対応が後手になることがあるため、教職員及び保護者が仕組みを理解し、「インターネット上のいじめ」（以下「ネットいじめ」）の未然防止に努める必要がある。さらに学校は、児童生徒に適切にネット依存や情報モラルの指導ができる体制整備を進める必要がある。

（１）ネットいじめの特徴について

- ・不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものになる。
- ・一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があり、刑法上の名誉棄損や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となる。
- ・匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、誰もが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。
- ・インターネット上に一度流出した個人情報等は、回収・消去することが極めて困難であるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・保護者や教師などの身近な大人が、子供の携帯電話・スマートフォン等の利用の状況を把握することが難しい。
- ・子供の利用しているサイトなどを詳細に確認することが困難なため、いじめの実態の把握が難しい。
- ・パスワード付きサイトやSNS、グループチャット、携帯電話・スマートフォン等のメールを利用したいじめ等については、より大人の目に触れにくく発見しにくい。
- ・グループチャット機能のあるアプリを使用している場合に、グループから外されるといふ行為が散見される。

（２）ネットいじめの未然防止・早期発見について

- ・児童生徒に対して、ネットいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるため、学校や地域の実態及び児童生徒の発達の段階に応じた情報モラル教育を推進する必要がある。
- ・早期発見の観点から、教育委員会と連携し、学校ネットパトロールを実施するなどの方法により、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ・児童生徒が悩みを抱え込まないよう、学校内に児童生徒が相談しやすい環境を作ることが重要である。また、地方法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。
- ・ネットいじめについて、教職員自身が理解するとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である。
- ・インターネットの利用に関する親子のルール作りや児童生徒同士のルール作りを推進する。
- ・保護者は、子供と家庭で話し合い、利用に関する基準づくりなど適切な対応に努める。

(3) ネットいじめの対応について

- ・ ネットいじめの対応に当たっては、その性質上、より速やかで適切な対応が求められる。また、保護者や関係機関との連携が重要である。
- ・ グループチャット機能を使用した仲間はずしなどのいじめについては、被害児童生徒及び加害児童生徒双方から、十分な聞き取りを行い、事実関係を明らかにするとともに、相手の立場に立って考えさせる指導が重要である。
- ・ インターネット上の不適切な書き込み等については、一旦保存した上で、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・ 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、掲示板の管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。なお、必要に応じて警察や地方法務局の協力を求める。
- ・ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(4) 削除依頼等の手順について

・ 事実の確認

被害者本人及び保護者の了解のもと、発見の経緯、書き込み者の心当たりの有無、保護者への相談状況、他の児童生徒の認知状況等を確認し、実態を把握する。なお、書き込みのあった掲示板等のアドレスを控え、書き込み内容は保存しておく。

・ 対応方針の検討

把握した実態に対し、校長の指示のもと組織的に対応する。その際、被害者本人及び保護者の心情にできる限り配慮する。

・ 児童生徒への対応

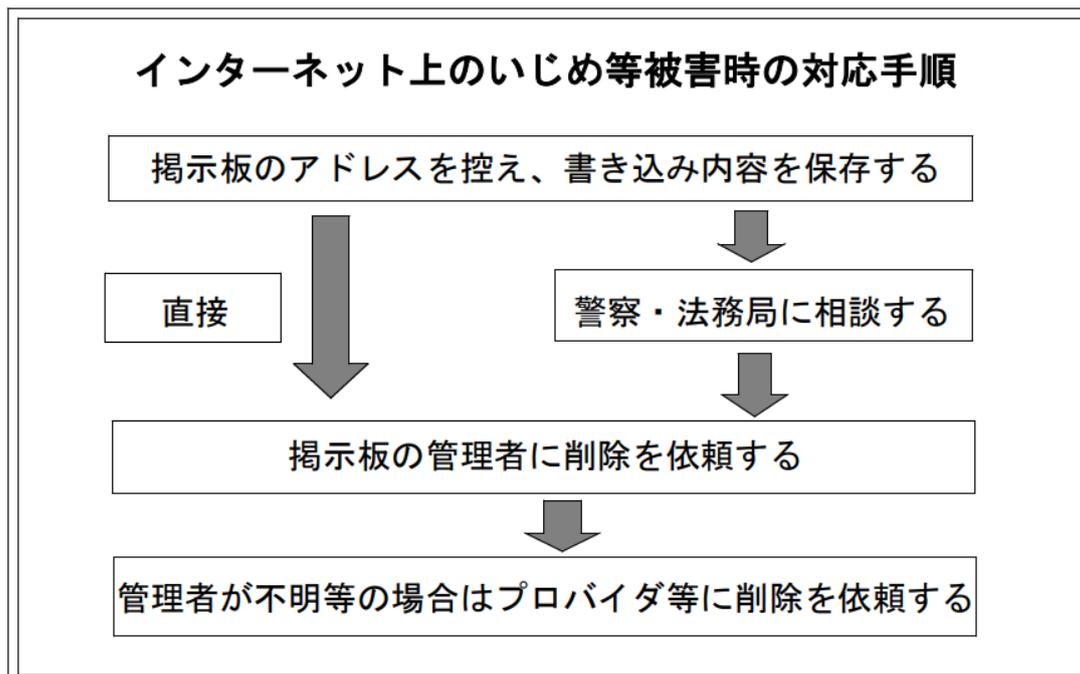
被害者本人への対応（不安の共感的理解）、加害者への対応（書き込み者が特定されている場合）、当事者以外の児童生徒への指導（必要と判断した場合）等について、インターネット上の対応と並行して行う。

・ インターネット上の対応

書き込み者が特定できた場合には、当該児童生徒に書き込みを削除させることが先決である。書き込み者が特定できない場合には、被害者本人や保護者又は学校等が掲示板の管理者やプロバイダ等に削除依頼を行う。削除依頼のタイミングは、事案の内容に応じて適切に判断する必要がある。

・ 事後の経過の確認

書き込みを削除できた場合でも、しばらくの間は、被害者の心のケアはもちろんのこと、その後の書き込み状況の経過を見る必要がある。



8 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等により適切な対応を行うこととしてきた。

しかしながら、重大事態の発生件数は増加傾向となり、依然として法や基本方針、ガイドライン等に沿った対応ができていなかったために、児童生徒に深刻な被害を与える事態が発生している状況である。加えて、法の施行（H25.9）から10年が経過し、調査の実施に係る様々な課題が明らかになってきたことや、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が改訂（R6.8）されたことを受け、本市基本方針を以下のように改訂する。

（1）重大事態の定義

①いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

[法第28条第1項第1号]（生命心身財産重大事態）

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

[法第28条第1項第2号]（不登校重大事態）

- ・「相当の期間」の目安は年間30日
- ・一定期間連続して欠席しているような場合は、上記目安にかかわらず教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手

【参考】各教育委員会等で重大事態と扱った事例

①児童生徒が自殺を企図した場合

- ・軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

②心身に重大な被害を負った場合

- ・リストカットなどの自傷行為を行った。
- ・暴行を受け、骨折した。
- ・投げ飛ばされ脳震盪となった。
- ・殴られて歯が折れた。
- ・カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。
- ・心的外傷後ストレス障害と診断された。
- ・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- ・多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
- ・わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。

③金品等に重大な被害を被った場合

- ・複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
- ・スマートフォンを水に浸けられ壊された。

④いじめにより転学等を余儀なくされた場合

- ・欠席が続く（重大事態の目安である30日には達していない）当該学校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

*「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(R6. 8改訂版/別添資料)

(2) 重大事態調査の概要及び調査の目的

①調査の概要

- ・重大事態とは、“いじめにより重大な被害が生じた”疑い又は“いじめにより不登校を余儀なくされている”疑いがある段階を指す。
- ・これらの疑いが生じた段階から市教育委員会又は学校は調査の実施に向けた取組を開始する。
- ・こうした疑いがあるかどうか確認できていない場合には、法第23条第2項（学校による措置）や法第24条（設置者による措置）に基づく調査を通じて確認を行うことが必要である。

②調査を実施する目的

- ・重大事態調査の目的は、事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処及び再発防止策を講ずることにある。
- ・不登校重大事態が発生し、現在も対象児童生徒が欠席を余儀なくされている場合には、不登校状態の解消も調査の目的に含まれる。（H28. 3不登校重大事態に係る調査の指針はR6. 8改訂のガイドラインに盛り込まれ一本化された。）
- ・この調査は、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認や、重大な被害を与えた具体的な影響等の説明が難しい場合も想定されるが、可能な限り正確に事実関係を明らかにするとともに、適切に当該重大事態への対処及び再発防止に真摯に取り組む。

(3) 平時からの備え

①学校における平時からの備え

- ・重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるよう、平時から学校の全ての教職員は、法、基本方針、文部科学省ガイドライン（改訂版）及び生徒指導提要（改訂版）を理解することが必要である。（年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、内容を理解しておく。）
- ・「いじめ問題対策チーム」は常設であり、いじめの疑いがある場合の調査等を行うとともに、重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うことを理解しておく。
- ・児童生徒への支援及び指導を行った際の正確な記録や「いじめ問題対策チーム」の会議記録を作成し、保存しておく。
- ・いじめは重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組むことが極めて重要である。

②市教育委員会における平時からの備え

- ・学校が認知したいじめや、その背景にいじめの可能性が疑われる児童生徒間のトラブルについての対応状況及びその解消に向けた取組状況を定期的に確認する。
- ・市教育委員会は、「いじめ問題対策連絡協議会」を有効に活用し、平時から関係機関等と連携を深め、総合的な支援に迅速につなげられるようにしておく。
- ・重大事態が発生した場合には、法に沿った適切な対応を迅速に行うことができるよう、対応手順等を明確にしておく。

(4) 市教育委員会及び学校の基本的姿勢

①調査を行うに当たっての基本的姿勢

- ・市教育委員会及び学校は、事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していく姿勢で取り組む。

②調査中における学校の対応

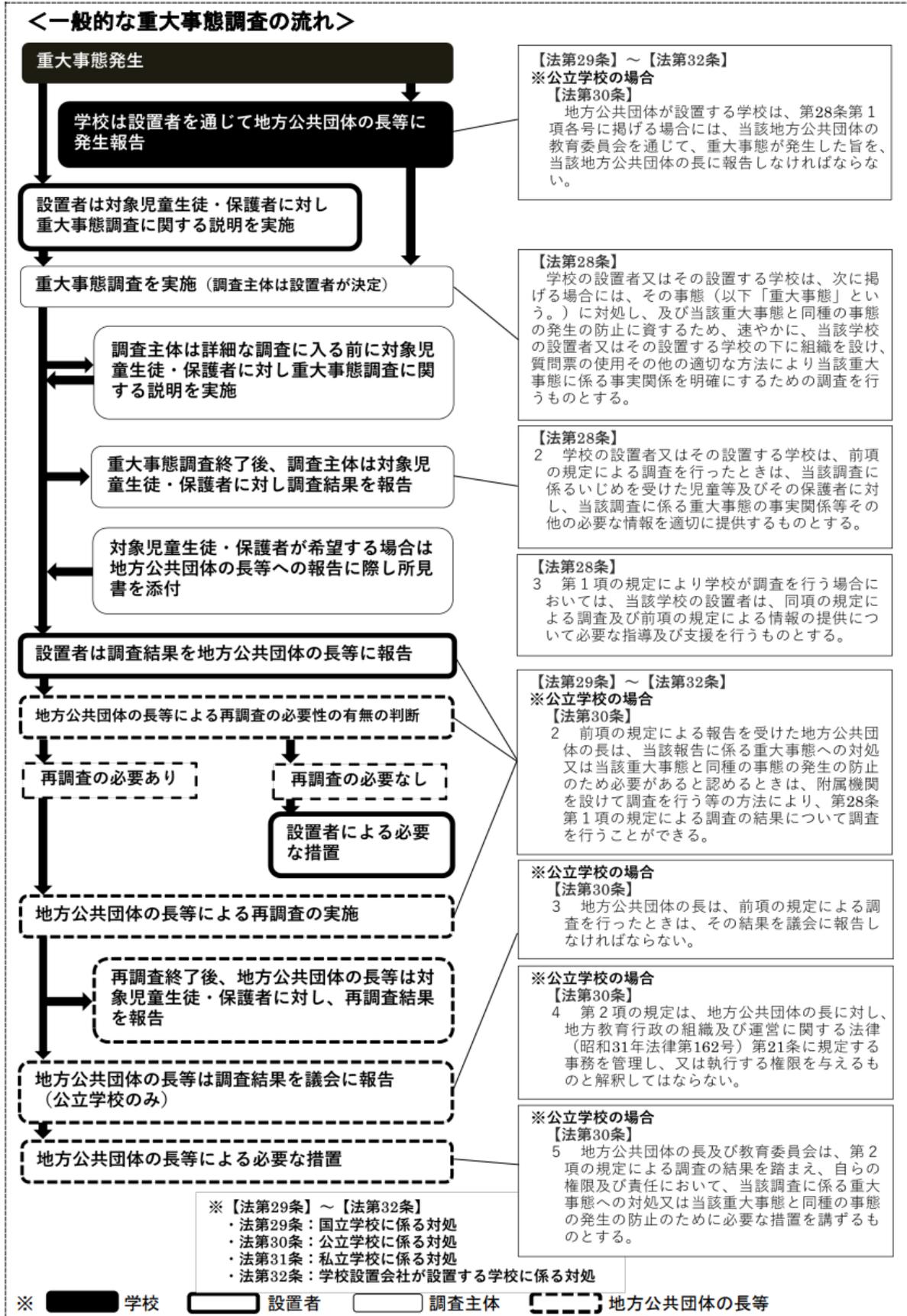
- ・調査の対応と並行して、対象児童生徒への心のケアや必要な支援、関係児童生徒に対する指導及び支援等に取り組む。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどであることが明らかであり、学校のみでは対応しきれない場合には、直ちに警察に相談・通報して対応することが必要である。

③対象児童生徒・保護者への接し方

- ・学校外のことで児童生徒が悩みを抱えていたと考えられるとしても、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断を行うことは、かえって事態を重大化・長期化させるおそれがあることに留意する。
- ・対象児童生徒やその家庭に問題があったと発言するなど、対象児童生徒・保護者の心情を害することは厳に慎む。

④対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合の対応

- ・重大事態に該当するにも関わらず、対象児童生徒・保護者が望まないことを理由として、重大事態として取り扱わないことは決してあってはならない。



(5) 重大事態を把握する端緒

① 重大事態の判断

- ・ 重大事態の判断は、原則として学校が行う。その際、重大事態として扱われた事例（P18）を参考としつつ、法第23条第2項（学校による措置）や法第24条（設置者による措置）に基づく調査を通じて把握した情報をもとに疑いを抱いた段階から対応を開始する。

② 不登校重大事態の対応

- ・ 不登校重大事態については、年間30日の欠席を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合は、学校は、欠席期間30日に達する前から市教育委員会に報告・相談し、情報共有を図るとともに、丁寧な対応に努める。

【参考】 重大事態として早期対応しなかった事例（被害が深刻化した事例）

- ① 生徒間での暴力行為が発覚し、被害生徒は骨折等の大怪我を負ったが、被害生徒保護者から「子供同士のことなので大事にしないでほしい」と要望があったこともあり、学校は、法第23条第2項に基づく事実確認を通じていじめを認知し、加害生徒らへの指導のみ行ったものの、重大事態として調査を行わなかった。
当該事例発生後、被害生徒は登校を渋るようになり、1か月後に自殺企図を図った。自殺未遂後に重大事態として調査が行われ、他にもわいせつ行為やSNS上でのいじめ等、多数のいじめが認定され、長期にわたり深刻ないじめが発生していたことが発覚した。
- ② 不登校重大事態は、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされているが、欠席が30日以上ある生徒について、欠席の原因にいじめの疑いがあることを担任及び学年主任は把握していたものの、学校いじめ対策組織との共有がなされなかったため、組織的な支援や重大事態としての認定を行うことができず、対象生徒はその後学校に登校することがないまま、他の学校に転学した。
- ③ 不登校重大事態は、欠席日数が年間30日であることを目安としているが、基本方針に記載のとおり、「（いじめが要因で）児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には（年間30日の）上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要」である。
しかしながら、対象児童が連続して欠席する直前にクラスメイトとの間でトラブルがあったと学校は把握していたが、欠席日数が30日に至らないとして重大事態として取り扱わなかった。学校は、欠席日数が30日を越えてから重大事態として調査を行い、登校できない背景として特定の児童からのいじめが大きいことが分かった。
重大事態として早期に調査を開始し、迅速に支援策を講じることができず、結果として、登校しない時期が長く続いたため、対象児童がその後学校に登校することはなかった。

*「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(R6. 8改訂版)

③申立てを受けた場合の対応

- ・児童生徒や保護者から、重大事態の申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- ・児童生徒や保護者から、重大事態の申立てをうけたが、学校が児童生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、必要に応じて、法第23条第2項の規定を踏まえた「いじめ問題対策チーム」による調査を実施し、事実関係の確認を行う。
- ・調査の際は、1人1台端末の活用も含め、アンケート調査や教育相談等により正確な情報を収集し、いじめの有無を確認する。
- ・いじめの重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を行い、詳細な事実関係の確認等を行う。

(6) 重大事態発生時の対応

①重大事態の発生報告

- ・学校は、重大事態が発生した際は、直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会は直ちに市長へ報告する。

②重大事態発生時の初動対応

- ・重大事態発生時の初動対応においては、特に、対象児童生徒・保護者との情報共有が重要であり、市教育委員会又は学校において窓口となる担当者を決めて、保護者との連絡・調整に当たり、情報が途切れないようにする。
- ・重大事態調査に係るアンケート等関係資料の保存期間は、実施後5年間とする。

(7) 調査組織の設置

①調査主体の決定

- ・調査主体は市教育委員会が判断する。
- ・不登校重大事態については、原則として学校主体で調査を行うこととする。

②調査組織の構成

- ・対象児童生徒や保護者が、第三者が調査に関わることを望んでいない場合等特段の事情がある場合を除いては、第三者を加えた調査組織となるよう配慮する。
- ・第三者とは、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者とする。（当該学校での勤務実績がない市内の他の学校を担当するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、地域で活動する弁護士や医師、学識経験者等は、第三者性が確保されていると考えられる。）

(8) 調査実施前の事前説明

①事前説明等を行うに当たっての準備

- ・調査を始める前に対象児童生徒・保護者への事前説明を行い、調査についての認識のすり合わせや共通理解を図り、円滑に調査が進められるよう努める。

- ・重大事態調査を実施していない段階で、過去の定期的なアンケート調査を基に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」旨の発言をしてはならない。

②対象児童生徒・保護者に対する事前説明

- ・事前説明を行う際は、説明事項をリスト化するなど、説明内容を「見える化」できるよう努める。
- ・対象児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、重大事態として法に基づき重大事態調査を行わなければならない。

③関係児童生徒・保護者に対する説明等

- ・関係児童生徒・保護者に対しても事前の説明が必要である。
- ・重大事態調査は関係者の協力を前提とした調査であり、詳細な事実関係の確認を行うためには、関係児童生徒や保護者等の協力が重要となる。

(9) 調査の進め方

①調査の進め方についての事前検討

- ・重大事態調査の実施に当たっては、最初に、調査の進め方やその実施に必要な体制整備と調査期間の見通しについて検討し、調査組織委員の間で共通理解を図る。

②調査の実施

- ・アンケート調査や聴き取り調査を行う際は、調査対象者に対して調査の趣旨や把握した情報の活用方法等を説明してから行うことが必要である。
- ・調査中の対象児童生徒・保護者に対して、適切に経過報告を行うよう努める。

③調査報告書の作成

- ・標準的な項目・記載内容を参考としつつ、可能な限り詳細な事実関係の確認を行い、再発防止策の提言につなげる。

(10) 調査結果の説明・公表

①対象児童生徒・保護者への調査結果の説明

- ・法第28条第2項の規定に基づき、調査報告書に基づく対象児童生徒・保護者への説明を適切に行う。その際、個人情報保護法や児童生徒のプライバシーや人権に配慮しつつ行う。

②いじめを行った児童生徒・保護者への調査結果の説明

- ・対象児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った児童生徒・保護者に対しても調査報告書の内容について説明する。

③市長への報告及び公表

- ・法第30条の規定により、学校は、市教育委員会を通じて市長への報告を行う。
- ・公表するか否かについては、市教育委員会として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して適切に判断するものとする。

(11) その他

- ・その他、本基本方針に示すもの以外については、文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂版）を踏まえて対応する。

9 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

市は、本基本方針で定めた市の施策等の取組状況及び国の動向等を勘案して、市の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

参考資料 1

◆重大事態とは……

1. いじめにより児童生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
2. いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態に対する調査・報告体制

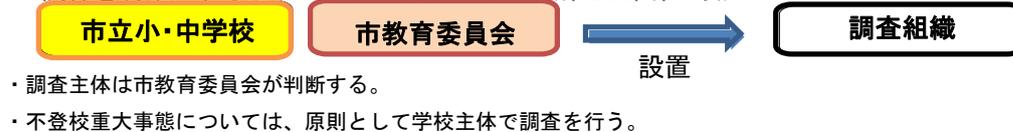
①重大事態発生の報告

- 市立小・中学校は、重大事態が発生した時は、その旨を市教育委員会を通じて速やかに市長に報告する。(法第30条第1項)



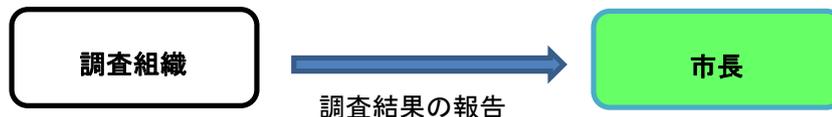
②調査組織

- 市教育委員会又は市立小・中学校は、その事態に対応するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を実施する。(法第28条第1項)



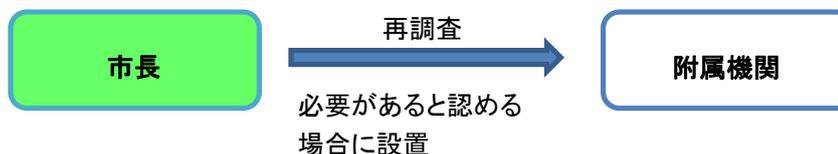
③調査結果の報告

- 調査の結果を市長に報告する。



④再調査

- 市教育委員会又は市立小・中学校が行った調査の結果について、必要があると認めると時は、附属機関を設けて調査を行うなどの方法により再調査を行うことができる。(法第30条第2項)



⑤再調査結果報告

- 市長は、市教育委員会又は市立小・中学校が行った調査の結果について再調査を行った時は、その結果を議会に報告する。(法第30条第3項)



⑥市長及び市教育委員会は、必要な措置を講ずる

- 再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。(法第30条第5項)

参考資料2 いじめの問題への取組チェックポイント

いじめの問題への取組について、いじめ問題対策チーム、個別案件対応班及び教職員一人一人が、それぞれの立場でPDCAサイクルに基づき、定期的に点検を行い、点検結果を共有して課題を明確にし、必要な改善を行うことが大切である。

(1) 指導体制

- ・ いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たっているか。 (**チーム**)
- ・ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。 (**チーム**)
- ・ いじめの問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。 (**チーム**)

(2) 早期発見・早期対応

- ・ 教師は、日常の教育活動を通じ、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。 (**教職員**)
- ・ 児童生徒の生活実態について、例えば、聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努めるなど、児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。 (**チーム・教職員**)
- ・ 養護教諭やスクールカウンセラー等と連携して、いじめの把握及び教育相談が行える体制整備が行われ、それが十分に機能しているか。 (**チーム**)
- ・ いじめについて訴えがあったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。 (**チーム・教職員**)
- ・ いじめの問題解決や教育相談の実施に当たり、教育委員会との連絡を密にすると同時に、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関

と連携協力を行うとともに、その周知や広報が行われているか。 **(チーム)**

- ・学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。 **(チーム)**

(3) 教育指導

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識に立ち、学校全体として、校長をはじめ、各教職員がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。 **(教職員)**
- ・道徳や学級（ホームルーム）活動の時間及び児童会・生徒会活動などにおいて、いじめに関わる問題を取り上げ、適切な指導・助言が行われているか。

(教職員)

- ・いじめを行う児童生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに警察との連携等の措置も含め、毅然とした対応を行うこととしているか。

(チーム)

- ・いじめられている児童生徒に対し、心のケアや様々な弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。 **(チーム・対応班)**
- ・いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な指導を行っているか。 **(チーム・対応班)**

(4) 家庭・地域社会との連携

- ・学校におけるいじめへの対処方針や指導計画（学校いじめ防止基本方針）等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めるとともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。 **(チーム)**
- ・家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に

当たっているか。(チーム・対応班)

※ ()内の「チーム」「対応班」「教職員」は、それぞれ「いじめ問題対策チーム」「個別案件対応班」「教職員一人一人」を指す。

◎学校で分かるいじめ発見のポイント

学校生活の中で、子供たちは様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。教師は、一人一人の子供が発するサインを見逃さず児童生徒が自らSOSを発信することやいじめの情報を教師に報告したときには、児童生徒にとって勇気のいることであったことを理解し、早期に対応することが大切である。

○いじめられている子供が学校で出すサイン

※印 無理にやらされている可能性のあるもの

発見の機会	観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)	
朝 の 会	○ 遅刻・欠席が増える ○ 表情が冴えず、うつむきがちになる	○ 始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○ 出席確認の声が小さい
授業開始時	○ 忘れ物が多くなる ○ 用具、机、椅子等が散乱している ○ 一人だけ遅れて教室に入る	○ 涙を流した気配が感じられる ○ 周囲が何となくざわついている ○ 席を替えられている
授 業 中	○ 正しい答えを冷やかされる ○ 発言に対し、しらけや嘲笑が見られる ○ 責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる ○ ひどいアダ名で呼ばれる	○ グループ分けで孤立することが多い(机を合わせないなど) ○ 保健室によく行くようになる ※ 不まじめな態度で授業を受ける ※ ふざけた質問をする ※ テストを白紙で出す
休 み 時 間	○ 一人でいることが多い ○ わけもなく階段や廊下等を歩いている ○ 用もないのに職員室等に来る ○ 遊びの中で孤立しがちである ○ プロレスごっこで負けることが多い	○ 集中してボールを当てられる ○ 遊びの中で、いつも同じ役をしている ※ 大声で歌を歌う ※ 仲良しでない者とトイレに行く
給 食 時 間	○ 食べ物にいたづらをされる ○ グループで食べる時、席を離している ○ その子供が配膳すると嫌がられる	○ 嫌われるメニューの時に多く盛られる ※ 好きな物を級友に譲る
清 掃 時	○ 目の前にゴミを捨てられる ○ 最後まで一人です ○ 椅子や机がぽつんと残る	※ さぼることが多くなる ※ 人の嫌がる仕事を一人です
放 課 後	○ 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている ○ 顔にすり傷や鼻血の跡がある ○ 急いで一人で帰宅する	○ 用事がないのに学校に残っている日がある ○ 部活動に参加しなくなる ※ 他の子の荷物を持って帰る

○いじめている子供が学校で出すサイン

発見の機会	観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)	
授 業 中	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文具などを本人の許可もないのに勝手に使っている ○ プリントなどの配布物をわざと配らなかつたり、床に落としたりする ○ 自分の宿題をやらせている 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指名されただけで目配りし、嘲笑する ○ 後ろからイスを蹴ったり、文具等で体をつついたりしている ○ 授業の後片付けを押しつけている
休 み 時 間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 嫌なことを言わせたり、触らせたりしている ○ けんかするよう仕向けている 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 移動の際など、自分の道具を持たせている ○ 平気で蹴ったり、殴ったりしている
給 食 時 間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 配膳させたり、後片付けさせたりしている ○ 自分の嫌いな食べ物を押しつける 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分の好きな食べものを無理矢理奪う
清 掃 時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雑巾がけばかりさせている ○ 雑巾を絞らせている 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 机をわざと倒したり、机の中のものを落としたりする
放 課 後	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分の用事に付き合わせる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 違う部活動なのに待たせて一緒に帰る

○注意しなければならない様子

様子等	観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)	
動 作 や 表 情	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活気がなく、おどおどしている ○ 寂しそうな暗い表情をする ○ 手遊び等が多くなる ○ 独り言を言ったり急に大声を出したりする 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 視線を合わさない ○ 教師と話するとき不安な表情をする ○ 委員を辞める等やる気を失う <p>※ 言葉遣いが荒れた感じになる</p>
持 ち 物 や 服 装	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教科書等にいたずら書きされる ○ 持ち物、靴、傘等を隠される 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 刃物等、危険な物を所持する ○ 服装が乱れたり破れたりしている
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる ○ 教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある ○ インターネットや携帯電話・スマートフォン等のメールに悪口を書き込まれる ○ SNSのグループから故意に外される 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教材費、写真代等の提出が遅れる ○ 飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする ○ 下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている <p>※ 校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる</p>

◎家庭で分かるいじめ発見のポイント

いじめられている子供は、家庭においてもサインを出している場合がある。保護者は子供の変化を見逃すことなく対応する必要がある。

また、学校は保護者から、子供の家庭での様子について、以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる必要がある。

○いじめられている子供が家庭で出すサイン

- ・ 衣服の汚れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- ・ 風呂に入りたがらなくなる。（殴られた傷跡等を見られるのを避けるため）
- ・ 買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- ・ 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- ・ 寝付きが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする。
- ・ 表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- ・ いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- ・ 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- ・ 言葉遣いが荒くなり、親やきょうだいに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- ・ 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ・ ナイフ（刃物）などを隠し持つことがある。
- ・ 登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- ・ 長期休業明けの新学期当初や連休明けの週初めに登校を渋る。
- ・ 転校を口にしたたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- ・ 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- ・ 親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- ・ 不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- ・ 自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
- ・ 投げやりで、集中力がわからない。些細なことでも決断できない。
- ・ ゲーム機などに熱中し、現実から逃避しようとする。

○インターネット上のいじめにあっている子供が家庭で出すサイン

- ・ パソコンや携帯電話・スマートフォン等を頻繁にチェックする、又は、全く触れようとしなくなる。
- ・ 親が近づくと画面を切り替えたり、隠そうとしたりする。
- ・ インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる。
- ・ 携帯電話等の着信音に、怯えるような態度をとる。
- ・ 電話やメールの受信後に、そっと一人で出かけようとする。